

令和7年度

第1回

品川区国民健康保険事業の
運営に関する協議会

議事録

品川区健康推進部国保医療年金課

協議会の概要

開催日時	令和8年2月17日 開会：午後2時　閉会：午後3時			
開催場所	第二庁舎4階 災害対策本部室			
出席委員	被保険者代表	医師・薬剤師代表	公 益 代 表	被用者保険代表
	市村 由美	小越 美智子	えのした 正人	安 部 孝
	佐々木 武人	加 藤 肇	榎本 圭介	原 田 一 徳
	佐々木 豊	菊池 真由美	こんの 孝子	山 口 和 孝
	田母神 克予	林 永 直	鈴木 ひろ子	
	林 芳 史	前 田 武 昭	田 尻 成 樹	
			新 美 まり	
			やなぎさわ 聡	
欠席委員	被保険者代表	医師・薬剤師代表	公 益 代 表	被用者保険代表
	長谷川 岱潤	大 木 研 一 木 内 茂 之		
区側出席者	森澤区長、新井副区長 阿部健康指針部長、高山健康推進部次長、山下国保医療年金課長			
書 記	野口保険事業係長			
議題	【審議事項】 1. 品川区国民健康保険条例の一部改正について 【報告事項】 1. 国保財政健全化計画について 2. 保養施設「こくほの宿」事業終了について			

議事要旨

(議事の状況)

1. 開 会 山下国保医療年金課長

2. 区長挨拶 森澤 恭子 区長

本日はご多用の中、国民健康保険事業運営に関する協議会に出席いただき感謝を申し上げます。

国民健康保険は区民の皆様が安心して医療を受けられるよう支える大切な制度であり、その運営は基礎自治体として重要な役割である。本協議会では、皆様からのご意見を伺いながら、よりよい制度運営につなげていきたいと考えている。

本年度は、国の子ども・子育て支援制度の導入に伴い、国民健康保険においても、子ども・子育て支援納付金に係る保険料の徴収が始まることとなる。未来を担う子どもたちを社会全体で支えていくという趣旨は大変意義深いものだが、一方で被保険者の皆様には新たな負担が生じることとなり、不安や心配をお持ちの方もいらっしゃると思う。

品川区としては、制度の内容や保険料への影響についてできる限り分かりやすく丁寧にお伝えするとともに、共同保険者でもある東京都と連携しながら、円滑な制度運営に努めてまいりたい。

本日の協議会では、国民健康保険がこれからも区民の皆様の暮らしを支える制度として持続していけるよう、率直なご意見をいただきたい。皆様と共に、区民の健康と安心を守る取組を進めてまいりたい。

本日の協議が実りあるものとなることを願い、ご挨拶とさせていただきます。

3. 委員紹介 山下国保医療年金課長

続きまして、令和7年度中に新たに本協議会の委員に就任いただいた方々をご紹介申し上げます。

まず、保険医、保険薬剤師を代表する委員として、小越美智子様。被用者保険を代表する委員として、本日はウェブで参加の安部孝様。原田一徳様。山口和孝様。公益を代表する委員として、えのした正人様。5人の皆様が新たに委員として就任された。

なお、本日は時間の都合上、新任委員のみの紹介とさせていただき、委員一覧については、お手元の名簿をご覧いただきたい。

4. 会長挨拶 新美 まり 会長

本日は、この後、区長から諮問を受け、令和8年度の品川区の国民健康保険の保険料に関する条例の改正についてご検討いただく。

活発に議論いただき、より多くの方の意見を伺いたい。どうぞ議事進行に協力のほど、よろしく願い申し上げる。

5. 議 事 議長：新美会長

(1) 議事録署名人の指名

<新美会長>

議事録の署名人を指名したい。

市村 由美 委員、菊池 真由美 委員、よろしく願い申し上げる。

(2) 諮問「品川区国民健康保険条例の一部改正について」

<新美会長>

区長より諮問をお受けしたい。

(森澤区長より新美会長へ諮問文を手渡す)

それでは早速議事に入る。なお、審議の間、区長は一旦退席するとのことなので、ご了承いただきたい。

国保医療年金課長より諮問文の内容の説明をお願いする。

(3) 諮問内容の説明

<山下国保医療年金課長>

諮問内容について、お手元の「品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」(以下「資料」という。)に基づき説明させていただく。

(資料1～19ページ【審議事項】について説明)

(4) 諮問内容に関する審議

<新美会長>

内容の説明が終わった。これより審議に入る。ウェブで参加の方も発言の際は挙手をしていただきたい。

<鈴木委員>

何点か伺いたい。

資料16～17、18ページは、区分によって平均でどれぐらい保険料が上

がるのかということが書かれている。資料18ページの下表に、品川区の1人当たりの保険料の額が経年的に書かれており、令和8年度は21万5,043円、値上げ額が1万4,007円となっている。令和6年度の1万3,961円の値上げというのが、過去最大と言われていたが、今回はこれを上回る値上げになった。これは過去最大の値上げということなのか、確認させていただきたい。

そして、17ページにあるように、今回は子ども・子育て支援金が一人平均4,647円となることによって、これが大きな負担の要因になっている。そもそも国保料というのは全国知事会、それから全国市長会、そして特別区長会としても、国に対して何度も申入れを行い、また提言を出しながら、抜本的な改善を求めてきた。国保は年金生活者などの無職の人や、非正規労働者など低所得者が多い保険。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合でも同じ収入のサラリーマンの方に比べて、2倍にもなる。高過ぎる国保料というのが社会問題にもなってきた。これは構造問題ということで厚労省も認めているわけだが、知事会も市長会も負担は限界ということを述べ、国庫負担を増やして保険料の引下げを求めてきたと思う。それにもかかわらず、またまた今回、過去最高の値上げを更新するということになった。区長会や課長会、また区として、この過去最大の値上げになったことに対して、どう考えているのかについて、2点目として伺いたい。

それから、子どもの保険料というのは、そもそも国保だけしか取っていない。協会けんぽも組合健保も共済組合も、何人子どもがいても、被扶養者というのは保険料がかからない。収入のない子どもからも当然のように保険料を取るとするのは、国保の制度だけということになる。知事会や市長会、それから区長会としても、毎回子どもの国保料の軽減率の対象拡大を求め続けてきた。今回の大きな値上げが子ども支援金となるわけだが、これは新たな増税と言ってもいい負担増。一方で子どもへの支援ということで、負担増を強いながら、国保だけが子どもの国保料を取り続けるということは、私は矛盾ではないかと思う。この点について、どう考えるか伺いたい。

それから、品川区の18歳以下の子どもの国保料の無償化を、ぜひ進めていただきたいと思います。18歳以下の子ども的人数と無償化するために必要な額がどれくらいなのかについても教えていただきたい。

＜新美会長＞

今の4点の質問ということで、よろしいか。それでは、課長、今の質問に対する回答をお願いします。

＜山下国保医療年金課長＞

まず資料18ページの1人当たり保険料の前年度との差、1万4,007円の部分だが、直近5年のところでは、令和6年度の1万3,900円を上回っていることから、大きな引き上げになっている。こちらの要因は、やはり子ども・子育て支援納付金が新たに一つ加わったということ、そして、介護納付金や後

期高齢者支援金についても増えているところが、大きな増加になったと資料の中でも示されている。

2点目、今回、区としてどのようにこの状況を受け止めるかについて、委員からも紹介いただいたとおり、構造的な課題であるというのは国も言っている内容。品川区としては、特別区長会等を通じて、今の国保制度の抜本的な見直しへの要望を再三続けている。引き続き力強く要望していく必要があると受け止めている。

3点目の子どもの保険料について、制度の違いに基づく被保険者としての扱いは国民健康保険制度としては一定あるところだが、そういう中で、このたび国でも子どもの負担軽減が昨年11月の社会保障審議会等でも審議された。こういった特別区長会や全国市長会、様々な団体から挙げられている要望を踏まえて、国も一定の見直しを図る、一定の施策を進めていくという方向性を示していると認識している。

最後の子どもの保険料を無償化とした場合の試算だが、人数は今年度当初時点では3,600人ほど、対象となる児童がいる。かかる費用は1億5,000万円ほど、予算として必要になると認識している。

<新美会長>

鈴木委員よろしいか。

<鈴木委員>

続けて伺いたい。品川区で18歳以下の子どもの無償化をするには1億5,000万円あればできるということならば、23区は豊かな財政なので、区長会としてぜひ法律で無償化していただきたいと思う。区長会ではそういう話はないのか、また品川区からも発信していただきたいと思うがいかがか。23区で一致しないのであれば、品川区独自に子どもの国保料の無償化をぜひ実現していただきたい。それから、あともう一つ。

<新美会長>

さらに別の質問か。それぐらいで、取りあえずお願いしたい。

<鈴木委員>

法定外の繰入れのことだが、今年度どうなるかという問題で、資料8ページに、平成30年の時点では保険料を引き下げるために、納付金総額に94%を掛けて、つまり6%分を法定外繰入れということで、税金を投入して負担軽減を図ってきた。その税金投入分の法定外繰入れを毎年1%ずつ減らして、それを保険料に転嫁させてきたという状況だったと思う。途中コロナがあったので法定外繰入れの減額は先延ばしされてきたという経緯もある。資料8ページの一番下の文章を見ると、今年は法定外繰入れが全くなくなるということなのかを確認をさせていただきたい。税金投入の法定外繰入れというのはゼロになる

ということなのか。

平成30年の時点で6%分を出していたときの法定外繰入れ、税金で投入していた法定外繰入れの額というのも教えていただきたい。

最後に、本当に高過ぎて払えないという実態があると思うが、滞納者の実態も教えていただきたい。短期証、資格証、それから差押えの人数、これを教えていただきたい。

＜山下国保医療年金課長＞

23区統一の子どもの保険料について、繰り返しになるが、特別区長会として、財政的な措置をしてほしいというような話を再三要望として上げてきている。昨年の11月27日に開かれた社会保障審議会医療保険部会の中では、子育て世帯の保険料負担軽減を、現行制度では未就学児に係る均等割保険料について公費で2分の1の措置をしているところだが、軽減措置を高校生年代まで広げるような国民健康保険制度の取組強化の方向性が示されている。特別区長会の要望等も踏まえた内容になっているところもあり、引き続き要望等を行っていくということが必要と考えている。

他都道府県や他市では、実際に実施されているところがあることは承知している。特別区課長会の中でもそういった議論をしているところだが、制度として一律に減免することは法的には適切ではないということが国からも明確に示されているため、引き続きの要望というところで力を尽くしてまいりたい。

あと、資料8ページに記載している、令和8年度をもっての間継続していた特別区独自の激変緩和措置終了により、割合を100%とするということについて、新型コロナウイルス感染症というような外的な要因で延期された経緯はあったが、ロードマップに沿って少しずつ引き上げ、100%に向けて進めてきた。令和8年度については割合が100%ということで、納付金の算定に当たって、それを減算するという意味での法定外繰入れは入っていない状況。

他方で、特別区の保険料においては、まだ法定外繰入れが存在しているところがある。いわゆる収納率の割り返しということで、収納率が満たされていない部分、国保料が未納になっていた部分について法定外繰入金を充てているところがあり、こちらについてはまだ残っている状況である。

質問のあった平成30年度の納付金の組入れ率は94%で、法定外繰入額は約7億6,000万円余というような状況だった。

最後に滞納者への対策というところで、短期証という質問があったが、短期証については令和6年12月2日より制度が廃止となったため、現在は存在しておらず、資格証という形に変わった。資格証を持っている方の場合、10割の自己負担が必要となる。こちらについては、およそ20人の方に交付をしている。最後に差押について、昨年度実績は約260件という状況となっている。

＜新美会長＞

18歳以下の子どもの保険料の軽減の部分についても、国の審議会の状況と

どうか、方向性などの答弁があった。他の委員の意見を伺いたい。

それでは、ほかの方でどなたか質問、あるいは意見等、今の事項だけではなくて、条例改正に係る課長の説明に関することであればどのような内容でも構わないので、挙手をお願いしたい。

＜やなぎさわ委員＞

先ほどの鈴木委員の話にも関連するが、子どもの無償化で1.5億円かかり、3,600人が対象ということで、割り返すとお子さん一人あたり4万2,000円ぐらいになる。一方6%分の法定外繰入れが7億6,000万円ということは、この繰入れがもし生きていれば、存在していれば、1.5億円の無償化なんていうのは全くたやすいことだと思う。国の制度であるというのは理解した上ではあるが、やはり国に強く制度の問題を投げかけていただきたい。

質問は資料17ページの介護納付金のところだが、上から4段目の均等割について、毎年1万6,000円台を推移していたところ、今年度の案で一気に1万7,800円となった。その下のほうに記載のある品川区1人当たり保険料、前年度との差という金額だが、今までプラスがあっても57円というところを、今回は一気に3,434円という大幅な増額になっている。こういったところの理由を説明いただきたい。

それから、資料17ページ下の子ども・子育て支援納付金について、今年からということだが、1人当たりの保険料4,647円というのが、これからも上がっていくものなのか、段階的にという話もあるので、その辺を教えてください。

＜新美会長＞

2点の質問について、課長より回答をお願いします。

＜山下国保医療年金課長＞

2点のうち、まず1点目の介護納付金の部分について、資料17ページでは、4年度から7年度が1万6,000円台だったが、8年度の案段階で1万7,000円台に乗っている、しかも上げ幅としては1,200円ということで、少し均等割額の上昇率が高いのではないかとご質問だった。先ほど申し上げたとおり、東京都へ納める納付金として必要な額がそれだけ上がったということが回答になるが、ではなぜ納付金の必要額が増えたのかというと、第2号被保険者数の人数や給付費の伸びの状況、そういったことから算定をしたものだという説明を受けている。

これは必ずしも国民健康保険制度だけに影響するものではなく、他の保険者でも同様に少し上がっていくような方向性が出てくると受け止めている。

2点目の子ども・子育て支援納付金、一人当たり4,647円というのが今回の平均額だが、上がっていくのか下がっていくのかという質問をいただいた。子ども・子育て支援金制度については段階的に実施していくものとされており、

令和8年度については6,000億円、令和9年度については8,000億円、令和10年度については1兆円がおおよその必要な額であり、段階的に進めていくとされている。そういった状況から、保険料の賦課額についても、一定上昇が見込まれるところである。国からの説明になるが、子ども・子育て支援金の導入というところについては、実質的な負担は生じさせない中で子ども・子育て支援制度を運営していくという説明がされている。制度を導入しても、社会保険料の軽減によってそれを相殺することで、実質的な負担が生じないというような説明になっている。

令和8年度の時点では1億7千万円ということだが、令和5年度から積み上げてきた数字が6,000億円となっており、主なところとしては薬価改定と示されている。実際には段階的に進めていく中で、国がこの相殺するべき金額についても引き上げていくように検討していくものと認識している。

＜新美会長＞

課長から説明があり、全体の制度に関わる問題だということだった。分からないところや不明な点はあるだろうか。

それとも、ほかの委員の方で、何か別の件でも、項目でも構わないが、挙手をお願いする。こんの委員、どうぞ。

＜こんの委員＞

先ほど課長から説明いただいた内容は、そういう状況なのだということが分かった。参考までに伺いたいのは、まず資料19ページで、主な数値として出ている保険料のいわゆる低所得者の方々の軽減、この割合を世帯で見ると、一番下段の例えば7割減額のところは、だいたい被保険者世帯の約36%、5割のところは約9%強の、2割の方が約8%の世帯の方と、令和6年度はそういう状況だった。

一方で、基礎分、後期高齢者支援金等分、それから介護納付金分、今回新たに子ども・子育て支援納付金分について、対象となる世帯の方の今後の推移を伺いたい。これから対象者が、どういう世帯数になっていくのかという見通しを伺いたい。

＜山下国保医療年金課長＞

政策減額における対象世帯数の推移について、国民健康保険制度は、社会保険等に入って脱退したり、いろいろな事情で国保に加入したり、出たり入ったりを何度もされたりというような、様々な方がいらっしゃる。状況についてはその都度変化していくものだが、少し試算したところでは、7割減額はだいたい35%で、3割ぐらいの方は対象になってくると捉えている。5割減額についても約10%が対象としてなり、2割減額は8%ほどと見込んでいる。

基礎分、支援分、また子ども・子育て支援分というところについては、実際に支払う対象となる方は基本的には同様になる。介護納付金分については40

歳から64歳までの方が対象ということで、少し年齢が変わってくるところがある。政策減額に当たる割合としてはおおむね同様の傾向で、比較的安定的な形で推移していくと捉えている。

＜こんの委員＞

推移はよく分かった。おおむねそんなに変わらないということだが、やはりこれだけの方々に対して軽減策を設けているということだが、子ども・子育て支援納付金に加わってくるので、多少これが増えていくのかと思う。

いちおう軽減策は設けられているが、実際こうした方々の対応として、品川区として今考えていること、またこれまでしてきた対応、保険料の納付はしていただくのだが、それぞれの事情によつての相談や対応策などが、何かこれまでこういうことをしてきたということがあれば、改めてその辺を紹介いただきたい。

＜山下国保医療年金課長＞

政策減額等については、制度としてはなかなか動かせるところではないが、資料3ページに低所得者の保険料の減額について、細かい計算の式が出ている。こうした中では、給与や年金所得がいくらかということから賦課額が決まってくるという部分がある。生活状況等をお伺いする中で、実は前年度は所得が少し下がっていたというような状況が個別具体の中であれば、そういう申告をしていただくことで、保険料もそれに見合った金額になるということ案内し、申告を促すということを対応している。

特定の方の保険料を割り引く対応というのは、制度運営上、出来かねるところだが、つぶさに状況を把握し相談を受けながら、取れる方策について当然適用の範囲の中で真摯に対応しており、今後も対応していきたいと考えている。

＜新美会長＞

こんの委員の方からの質問の中にもあったが、後期高齢者支援金等の部分も国保の保険料の要素になっている。今回、被用者保険の代表の委員の方が3人交代されたが、被用者保険側としての意見や感想があれば発言いただけないだろうか。

会場に出席されている方から、もしよろしければ山口委員はいかがか。

＜山口委員＞

私は健康保険組合に去年の5月から就任しており、まだいろいろ理解がついていないところがありながら参加している。今回、健康保険組合のほうでも子ども・子育て支援に関して予算をいろいろ議論している最中となっており、先週ようやく決議された。変な質問になってしまうかもしれないが、資料2ページの所得割の保険料率が0.27%となっているが、国から一律の料率として0.23%という指示が出ていると思うが、これと0.27%の違いについて、せつ

かく指名いただいたので教えていただきたい。

<新美会長>

今の質問にお答えできれば答弁を。

<山下国保医療年金課長>

冒頭に説明申し上げたように、子育て支援金制度は全医療保険者が対象というところで、被用者保険の皆様にも賦課されるものと承知している。賦課の方法や配分について、国民健康保険制度と被用者保険の制度それぞれに沿ったお示しがあったものと承知している。細かな内容までは把握しておらず、お答えできるところはこのぐらいになる。

<山口委員>

我々の0.23%に比べて。0.04%多いというインパクトがどのように影響するのかと少し気になったので、こういう発言をさせていただいた。ありがとうございます。

<新美会長>

それでは、もう一方の原田委員もよろしければ発言を。

<原田委員>

私も被用者保険の立場から、令和8年度というのは徴収と納付と、少し金額が変わっている。徴収は11か月徴収することになって、令和8年度の予算を組んでいる。納付はこの11か月を加味して、少し納付金額を減らしているということになるが、令和8年度に制度が始まるにあたり、国民健康保険には何か措置のようなものはあるのか。

<山下国保医療年金課長>

被用者保険の制度の仕組みについて、事細かに把握できていない。国民健康保険について、拠出金は保険料に上乗せして賦課するという中で、国民健康保険料については4月1日を規定とし、10回というところは変わらない。ほかの医療基礎分、後期支援分、介護分と同様に賦課されるということで、国民健康保険は運営している。

<新美会長>

子育て支援の納付金の部分について、健康保険組合と国民健康保険とでは若干運用が違う部分があるという理解でよいか。

<山下国保医療年金課長>

被用者保険の子ども支援金制度の保険料の算定の仕方や料率の出し方まで、

全て把握できているわけではないが、支援金制度自体は令和8年4月1日から始まっていくということは間違いない。国民健康保険においては、通常、今までも国民健康保険料として納めいただいていたものと同様の形で、賦課、徴収をさせていただき、同様に期限内に納付していただくよう、今後も周知を進めてまいりたい。

＜新美会長＞

医療保険で各被保険者の方に負担いただくのが、新たにそのための保険料を徴収するよりは、多分、円滑に支援金財源が確保できるという制度上の知恵であろうと思う。それぞれ健康保険の被用者保険、協会けんぽなりと、あるいは国民健康保険でどうなっているかは、それぞれでやっていただくということによろしいか。

それでは、ほかにご意見があれば。前田委員、どうぞ。

＜前田委員＞

広域化されている自治体のうちで、財政健全化について品川区は相当上の方でしょうか？

品川区はどんどんどんどん人口が増えている。子育て世代が増えている。私は50年以上前に品川区に移住したが、それから何万人増えたか。ということは、とても魅力があるということ。そして、最近では都の人口は減っているのに品川区は増えている。住みやすい、ずっと住み続けたいと評判になっていて、そのとおりだと思う。

広域化したことで、お付き合いがあるし法律があるし、今度はこれだけ保険料が上がるということだが、区長としてはこれほど上げたくないという気持ちだと思う。上げたとしても、もっと少なければいいと。給食は無償化になった、中学生の制服、修学旅行、これも全部援助する。今朝の新聞で、品川区がプールをはじめ公共施設を18歳未満は無料にする、これにかかる費用は3,000万円と書いてあるのを読んだ。このようにやむを得ず3,600人に保険料が賦課されるけれども、区長としてはそれほど望んでないのではと思う。しかしながら、別の何かを無償化するということで補っているのではないかと、私は個人的に思っている。

ところで、毎年何うが、広域化後の徴収率は、いつも4番目とか5番目と言っておられるが、最新はどのぐらいか。

＜山下国保医療年金課長＞

昨年度の収納率は91.45%ということで、23区で5番目という結果だった。その前の年が4番目だったところから、引き続き収納率向上について、適正で健全な国民健康保険制度の運営に努めていく。

＜前田委員＞

借金を取り立てるような嫌な仕事だと思うが、区民の一人として、引き続き頑張っていたきたい。よろしくお願いします。

＜新美会長＞

それでは、いろいろな方からご意見をいただいたので、そろそろ意見を集約し、先ほどの諮問に答申をしていきたいと思う。答申について、諮問どおりということではよろしいか。

＜鈴木委員＞

今回の提案に対しての意見を述べさせていただきます。

資料14ページに様々なモデルケースが出されていて、全てのモデルで値上げになる。世帯によっては大幅な値上げになるということがここで示されている。例えば4人世帯であれば、500万円の年収で64万円を超え、1か月6万4,000円の10回払いになるということで、本当に高過ぎるというのが国保の問題だと思う。構造的な問題ということで、知事会にしても、市長会、区長会でも、本当にもう限界だと言っているにもかかわらず、今回は過去最大の値上げ額を更新するということになった。自らが訴えている矛盾に対して対策が取られていないということだと思う。法定外繰入れが、平成30年から7億6,000万円も減らされたが、これは平均すると一人1万2,000円の値上げに相当するという状況になり、過去最大の値上げになる。

さらに今回、子どもの支援金が上乘せ徴収となるが、子どもの国保料は、先ほど国が就学前までの保険料の半額を18歳までに引き上げることを検討していると説明があったが、無償化ではない。子どもの国保料というのは国保だけなので、これは無償化をすべきだと思う。

国には、高過ぎる国保料に、どれほどつらい思いをしているかということに心を寄せて貰いたいと思う。国保料が大幅に値上げされるという今回の提案に対して、反対ということで意見を述べさせていただきます。

＜新美会長＞

ほかの委員の方はいかがか。

＜やなぎさわ委員＞

私も意見表明させていただきます。

先ほど質疑応答でもお話ししたが、ただでさえ物価高で非常に区民の生活が困窮している中での国保料金の値上げということで、これは区民生活を壊すものだと思っている。

一方で、やはり国の制度ということで、区にできることが限られていることも承知はしているが、できるところで子どもの無償化や、これは国の制度になってしまうが、収入の上限をもっと伸ばして、払える方には多く納付していた

だくような制度を作っていただきたい。これは要望を兼ねてお願いしたい。

直近で、日本維新の会の地方議員による、いわゆる国保逃れということが非常に大きく問題になったことは皆さんご存じだと思う。これは議員の話だが、こういった制度を使って脱法行為をしている人がいることを一般の方も知っている。これは国の根本的な制度の問題であり、抜け穴を使ってこういうことが行われていると思う。

こういった不公平感をなくすためにも、ぜひとも国に対しての働きかけをしていきたいということで、反対の表明をさせていただく。

<新美会長>

ほかの方は、先ほど異議なしという声もあったがいかがか。

今、異議がある、反対であるのご意見をいただいたが、その点については議事録できちんと記録に残すことにしているので、答申については、多くの方の異議なしという意向を認め、諮問どおり答申するという事によろしいか。

(「はい」の声あり)

<新美会長>

それでは、審議の結果を答申するが、答申文を事務局が整える間、しばらくお待ちいただきたい。この間に、区から報告事項があるとのこと。山下課長、報告をお願いします。

<山下国保医療年金課長>

(資料20～21ページ【報告事項】について説明)

6. 答 申 新美 まり 会長

それでは答申申し上げます。

(新美会長から森澤区長へ、答申文を読み上げた後、手渡す)

7. 区長答礼 森澤 恭子 区長

本日は諮問に対し、丁寧かつ真摯にご審議いただいた。答申は、今後の国民健康保険事業の運営に反映していく。

先に申し上げたとおり、新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料の徴収が始まるなど、制度面でも大きな変化が生じる年となる。区としても、丁寧な情報提供と分かりやすい説明がこれまで以上に求められると認識している。

本日いただいたご意見は、制度改正の対応を進める上でも貴重なものである。区民の皆様が安心して国民健康保険を利用いただけるよう、引き続き適切な事業運営に努めていく。

最後に、委員の皆様には、日頃から国民健康保険事業の推進にご理解とご協力を賜り、改めて深く感謝を申し上げます。本日の答申を踏まえ、区民の健康と暮らしを守る取組を一層進めていく。今後ともご指導とご助言のほどをお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

＜新美会長＞

これで本日の議事はすべて終了した。

8. 閉 会 新井 康 副区長

本日は長時間にわたり、熱心なご議論をいただき、感謝を申し上げます。様々なご議論をいただいたが、後押しするご意見、厳しいご指摘、いずれもしっかり受け止めて、今後の事業運営に生かしてまいりたい。今後とも引き続き皆様にはお力添えをいただきたくお願い申し上げます、閉会の辞とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —